

## 第2次千葉県歯・口腔保健計画の策定方針（案）

### 1 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針

計画の趣旨、性格、期間等の基本的事項を定める。

#### (1) 趣旨

生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定する。

#### (2) 計画の性格

ア 歯科口腔保健の推進に関する法律第13条の規定による計画

イ 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第9条の規定による計画

ウ 本県の歯科保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針

エ 市町村に対しては計画策定や施策の指針となるもの。

オ 県民その他の関係機関・団体にとっては、自主的・積極的活動の指針となるもの。

カ 関連する県の計画との整合を図るもの。

#### (3) 計画の期間

千葉県保健医療計画と整合性を図るため、平成30年度を初年度とし、平成35年度を最終年度とする6か年計画とする。ただし、計画策定後の歯科保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じ再検討を加え、見直すこととする。

### 2 歯・口腔の健康づくりに関する目標

県民の歯・口腔の健康づくりに関し、ライフステージに応じた目標を定める。

(なお、国の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項や千葉県保健医療計画等関連する県の計画との整合性に留意して検討する。)

### 3 歯・口腔の健康づくりに関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

条例第10条に定める以下の項目について基本的施策を定める。

(1) 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に関すること。

(2) 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関すること。

(3) 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。

(4) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。

(5) 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に

関すること。

- (6) 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- (7) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- (8) その他

#### 4 策定のプロセス

- (1) 「千葉県歯・口腔保健審議会」での、専門的な意見を伺いながら作業を進める。
- (2) 歯・口腔の健康づくりは、県民の日常生活に密接なものであることから、パブリックコメントの実施やイベントの機会を活用するなど、様々な手段により、県民の意見を伺うとともに、市町村や保健・医療・福祉・教育等の関係団体の意見もいただきながら、計画を策定していく。

#### 5 策定スケジュール

